



ケーブルスマホ各種約款・規約

ict 伊那ケーブルテレビジョン株式会社

2024 年 12 月版

ケーブルスマホ契約約款

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社が提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

- 1.当社は、この当社のケーブルスマホ契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより当社のケーブルスマホサービス（以下「ケーブルスマホ」といいます）を提供します。
- 2.当社は本サービスの提供元である、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます）の提供するMVNOサービス（株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）が提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信にかかる通信網を利用したサービスをいいます）を利用して、ケーブルスマホを提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第 3 条（サービスの提供区域）

ケーブルスマホの提供区域は、IIJが定める提供区間に準ずるものとします。提供区間内であっても、電波の伝わりにくいところではケーブルスマホを利用することができない場合があります。

第 4 条（権利の譲渡制限等）

- 1.契約者が、ケーブルスマホ契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、当社への事前の同意なしに、譲渡することはできません。
- 2.契約者は、ケーブルスマホを再販売する等、第三者にケーブルスマホを利用させることはできません。

第 5 条（ID 及びパスワード）

- 1.契約者は、パスワード並びに個別ID及び個別パスワード（本条において「ID等」といいます）の管理責任を負うものとします。
- 2.当社は、契約者がケーブルスマホ契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。
- 3.契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
- 4.契約者は、ID等が窃用される又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
- 5.契約者は、個別IDを変更することはできません。

第 2 章 申込及び承諾等

第 6 条（申込）

- 1.ケーブルスマホ利用の申込（以下「申込」といいます）は、予めこの約款を承認し当社所定の加入申込書にご記入をいただき当社へ提出が必要です。
- 2.ケーブルスマホ利用の申込者（以下「申込者」といいます）は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。
- 3.申込にあたって、次の各号全てについて反しないことを表明するものとします。
 - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
 - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4)本契約が終了し、利用料金の全額が支払われるまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - (i)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (ii)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 4.契約者又は使用者が青少年(18歳未満の方)でインターネット接続サービスを利用する場合はフィルタリングサービスの申込が必要です。申込されない場合は「フィルタリングサービス不要申出書」をご提出いただきます。
- 5.未成年(18歳未満)の方はご契約できません。
- 6.未成年(18歳未満)の方のお申込には、親権者（法定代理人）の方のご来店による対面同意確認（未成年同意書の提出）と親権者（法定代理人）本人の確認書類が必要です。

第 7 条（申込の承諾等）

- 1.当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1)申込者がケーブルスマホ契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (2)申込者が第14条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき。
 - (3)申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき。
 - (4)申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき。
 - (5)申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (6)加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記載漏れ等をいいます）がある場合。
 - (7)前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき。
 - (8)申込者が、未成年者(18歳未満)であったとき。
- 2.前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
- 3.当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
- 4.当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるケーブルスマホの個数の上限を定めることができます。この場合において、当該個数の上限を超えて申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申し込みを承諾しないものとします。
- 5.当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、ご契約確認書（電子媒体を含む）によって行うものとします。

第 8 条（サービス利用の要件等）

- 1.契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号又はメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません）を当社に対して指定するものとします。又、当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信の場合は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
- 2.当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。
 - (1)契約者がケーブルスマホにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してケーブルスマホを利用することはできません。
 - (2)ケーブルスマホを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
 - (3)契約者は、ケーブルスマホを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます）による転入又は転出を行うことができます。
 - (4)MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i)転入元事業者の契約者と、ケーブルスマホ契約の契約者が同一、又はご家族である必要があります。ご家族名義の場合は、「契約者の本人確認書類（顔写真が掲載されているものに限り）」、「契約者のご家族の本人確認書類」、「家族であることが確認できる書類（戸籍謄本・住民票など）」が必要です。
 - (ii)転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii)申込と同時にMNP手続きを行う必要があります。
 - (iv)一部の転入元事業者からMNP転入が行われる場合、転入月に限り、転入後の通話明細が転入元事業者に提供される場合があります。
 - (v)前項目の場合、転入月における転入後の通話料金は、転入元事業者の料金体系により算定された額であり、転入元事業者から請求が行われるものとします。
- 3.契約者は、当社が指定するSIMカード以外の通信手段を用いたケーブルスマホの利用（通信及び通話機能）を行ってはならないものとします。
- 4.契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと。
 - (ii)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと。
 - (iii)日本国外で貸与機器を使用しないこと。
 - (iv)貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 5.契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i)ケーブルスマホ契約が事由の如何を問わず終了した場合。

(ii)異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合。
(iii)前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合。
6.契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与機器を当社に返還するものとし、
7.貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとし、
8.契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、
9.契約者は、当社に対し、亡失品（第7号及び第8号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとし、
10.亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとし、
11.契約者は、ケーブルスマホ契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、又、単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします）してはならないものとし、
12.契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとし、当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとし、
13.ケーブルスマホにおいては、第12条（利用の制限）及び第14条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとし、
14.ケーブルスマホの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとし、
15.青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の定めにより、利用者が未成年（18歳未満）である場合、契約者は、当社が提供するオプション「i-フィルター」を導入しない限り、当該未成年（18歳未満）である利用者に、ケーブルスマホを利用させることはできません。ただし、利用者の保護者が当該オプションを利用しない旨を当社に申出、また、当社にてその申出を確認した場合はこの限りではありません。

第3章 契約事項の変更等

第9条（契約内容の変更）

1.ケーブルスマホにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。
(1)異なる形状区分のSIMカードへの変更
(2)異なる料金プランへの変更
2.第6条（申込）第2項及び第7条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとし、

第10条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとし、

第11条（個人の契約上の地位の引継）

1.契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます）が死亡したときは、当該元契約者に係るケーブルスマホ契約は、終了します。ただし、相続人から当社への申出により、相続人（相続が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続きケーブルスマホの提供を受けることができます。この申出があった場合、当該相続人は、元契約者の契約上の地位（元契約者の契約上の債務を含みます）を引き継ぐものとし、
2.第7条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「ケーブルスマホ利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとし、

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第12条（利用の制限）

1.当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、ケーブルスマホの利用を制限する措置を執ることがあります。
2.当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第13条（利用の中止）

1.当社は、次に掲げる事由があるときは、ケーブルスマホの提供を中止することがあります。
(1)当社又はサービス提供元であるIIJ又はドコモの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
(2)当社又はサービス提供元であるIIJ又はドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
2.当社は、ケーブルスマホの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第14条（利用の停止等）

1.当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者のケーブルスマホ利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。
(1)この約款に定める契約者の義務に違反したとき。
(2)料金等ケーブルスマホ契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
(3)違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてケーブルスマホを利用したとき。
(4)当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてケーブルスマホを利用したとき。
(5)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてケーブルスマホを利用したとき。
(6)第7条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
(7)契約者が指定したクレジットカード、銀行口座を使用することができなくなったとき。
(8)前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてケーブルスマホを利用したとき。
2.当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3.当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとし、
4.当社からケーブルスマホの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとし、ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第15条（サービスの廃止）

1.当社は、都合によりケーブルスマホの全部又は一部を廃止することがあります。
2.当社は、前項の規定によりケーブルスマホの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除

第16条（当社の解除）

1.当社は、次に掲げる事由があるときは、ケーブルスマホ契約を解除することがあります。
(1)第14条（利用の停止等）第1項の規定によりケーブルスマホの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
(2)第14条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
2.当社は、前項の規定によりケーブルスマホ契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとし、

第17条（契約者の解除）

1.契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知することにより、ケーブルスマホ契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとし、
(1)ケーブルスマホにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとし、
(2)ケーブルスマホにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。
(3)契約者は、解約日の属する月まで利用料金を支払うものとし、日割り計算による清算はいたしません。
2.第12条（利用の制限）又は第13条（利用の中止）第1項の事由が生じたことによりケーブルスマホを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認め

るときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

第15条（サービスの廃止） 第1項の規定によりケーブルスマホの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたケーブルスマホが解除されたものとします。

4.契約者は、本約款の他の規定にかかわらず、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となるケーブルスマホ（本約款においてサービスの種類毎に示すものとします）については、当社が第7条（申込の承諾等）第5項に基づき契約書面の交付を行った日を初日とする8日が経過するまでの間は、当社に書面または当社が指定する方法で通知することにより、ケーブルスマホを解除することができます。この場合において、当社は、解除までの期間に応じたケーブルスマホの月額料金、ケーブルスマホの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払について、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。

第 6 章 料金等

第 18 条（料金の適用）

ケーブルスマホの料金は、基本料金、付加機能（オプション）利用料金、手数料、通話料などの従量料金とし、別表の料金表に定めるところによります。

第 19 条（利用料等の支払義務）

1.初期費用の支払義務は、当社が申込を承諾した時に発生します。
2.月額料金は、課金開始日からケーブルスマホを提供した最後の日が属する月までの期間について発生します。この場合において、第13条（利用の停止等）の規定によりケーブルスマホの利用が停止又は制限された場合における停止の期間は、ケーブルスマホの提供があったものとして取り扱うものとします。
3.契約者は月途中に ケーブルスマホの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行ったケーブルスマホの、その月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとします。

4.前項の期間において、利用の一時中断等によりケーブルスマホの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1)契約者は、次に掲げる場合を除き、ケーブルスマホを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

(i)区間

契約者の責めによらない理由により、そのケーブルスマホを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

(ii)支払を要しない料金

契約者の責めによらない理由により、そのケーブルスマホを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

5.当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 20 条（利用不能の場合における料金の調停）

当社の責に帰すべき事由により全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします）が生じた場合において、当社がその状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）その状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の単数は、切り捨てます）に基本料金の30分の1を乗じて算出した額を、基本料金から減額します。ただし、契約者が請求を得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2.前項の場合でも付加機能利用料金は、減額しないものとします。

3.ケーブルスマホが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第 21 条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、ケーブルスマホを開始した後、ケーブルスマホの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する登録（変更）手数料の支払が発生する場合があります。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 22 条（手数料の支払義務）

契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手数料の支払が発生する場合があります。

第 23 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月ケーブルスマホの月額料金を請求します。

第 24 条（料金等の支払方法）

契約者は、ケーブルスマホの料金の支払方法は原則当社指定ブランドのクレジットカードとし、契約者はそれに従うものとします。この場合、支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。ただし、当社の他サービスの利用料金を口座振替にて支払っている実績があり、かつ当社が認める場合は、当社が指定する日までに、口座振替にて支払うことも可能とします。

第 25 条（遅延損害金）

1.契約者は、ケーブルスマホ料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2.遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第 26 条（割増金）

ケーブルスマホの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます）を支払うものとします。

第 27 条（割増金等の支払方法）

第24条（料金等の支払方法）の規定は第26条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 28 条（消費税）

契約者が当社に対しケーブルスマホに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際にこれに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 章 個人情報

第 29 条（個人情報保護）

1.当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます）を適切に取扱うものとします。

2.当社は、ケーブルスマホの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1)ケーブルスマホの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます）

(2)ケーブルスマホの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3)当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取扱いを中止又は再開することができます。

(4)その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3.当社は、契約者の同意に基づき必要限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。又、ケーブルスマホの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4.前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 8 章 損害賠償

第 30 条（第三者の責による利用不能）

1.第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます）を限度として、損害の賠償をします。

2.前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害限度額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に multiplying 算出した額となります。

第 31 条（保証及び責任の限定）

1.当社は、契約者がケーブルスマホの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2. 契約者が ケーブルスマホの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3. ケーブルスマホは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他 IIJ の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第9 章 雑則

第 32 条（当社の装置維持基準）

ケーブルスマホを提供するための装置は、サービス提供元である IIJ が、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 33 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

第 34 条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限り、ます。

(1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処（以下本条において「認定協会」といいます）に委託すること。

(2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供すること。

(3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(4) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者はケーブルスマホを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

(5) サイバー攻撃の適切な予防措置及び事後対処に活用することを目的として、それらに関連する契約者の通信記録に係る情報分析基盤を構築及び運用すること。

第 35 条（危険 SMS 拒否設定）

1. 当社では、フィッシング詐欺対策を目的として、危険なショートメッセージサービス（以下、「フィッシング SMS」といいます）を自動で拒否する機能を導入しております。（以下「危険 SMS 拒否設定」といいます）危険 SMS 拒否設定は、ドコモによって判断されたフィッシング SMS（※1）の受信を拒否する機能を提供するものです。

2. 本機能は、無償となります。

3. 本機能は、全てのフィッシング SMS（※1）の拒否を保証するものではありません。

4. 本機能により拒否された SMS の復旧はできません。

5. 本機能は、「SMS 一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできないため、「SMS 一括拒否」又は「個別番号受信」を設定すると自動的に本機能の適用は解除されます。

6. 本機能の適用をしない、又は適用解除後に再度適用させる場合は、当社に対して申請が必要です。

7. 本機能の適用を必要としない場合は、お客様の任意で変更して頂くことが可能です。

8. 危険 SMS 拒否設定により検知したフィッシング SMS（※1）に関する情報をドコモサーバに蓄積し、匿名化および統計的なデータに加工した

うえで、次に定める目的で利用することがあります。又、その情報を第三者に開示することがあります。

(1) 本機能における判断精度向上のため。

(2) フィッシング SMS（※1）送信者および SMS 中継事業者へ是正を求めるため。

(3) フィッシングサイトへお客様がアクセスすることを防止するため。

(4) 携帯電話事業者間でフィッシング SMS（※1）に関する対策を行うため。

※1. フィッシング SMS とは、実在する宅配業者や金融機関、ネット通販事業者などを装い、不正なアプリをインストールするように誘導したり、口座情報やアカウント情報などの個人情報を盗み出そうとしたりするサイトや電話番号へ誘導する SMS を指します。

付則

1. 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。

2. この改正規定は平成 28 年 10 月 1 日から施行します。

令和元年 7 月 1 日変更

令和 4 年 7 月 1 日変更

令和 5 年 8 月 1 日変更

令和 6 年 12 月 1 日変更

■別表

1. 基本料金

(1) ケーブルスマホ基本料金

(i) 音声通話コース

項目	料金
通話のみ	968 円
データ 1GB	1188 円
データ 3GB	1518 円
データ 5GB	1958 円
データ 10GB	2728 円
データ 20GB	3278 円

(ii) データ専用コース

項目	料金
データ 1GB	770 円
データ 3GB	1100 円
データ 5GB	1540 円
データ 10GB	2310 円
データ 20GB	2860 円

※ケーブルスマホの基本料金は、当社が契約者に対し SIM カードを提供した日から発生します。ただし、データ専用コースについては、当社が指定した日から発生することとします。

※ケーブルスマホの利用終了に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中の基本料金の額として定める金額とします。

※プランの変更は月単位での変更となります。

(2) ケーブルスマホ従量料金

項目		料金	
通話料金（国内）		11 円/30 秒 ※2	
通話料金(国際) ※免税		ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額	10 円/30 秒 ※1
国際ローミング料金		ドコモが定める FOMA(3G)サービス契約約款及び Xi(4G/LTE)サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※免税	
SMS 送信料 金	国内への 送信	送信料金 ※70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字） まで	3 円～33 円/1 回
	国外への 送信	送信料金 ※免税 ※70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字） まで	50 円～500 円/1 回
	国外からの 送信	1 回あたりの送信料金 ※免税	100 円/1 回
SMS 受信料金		0 円	

SMS 仕様	※送信料金は送信文字数により異なります。 ※端末又はアプリによっては全角最大 670 文字(半角英数字のみの場合は 1530 文字)までの文字メッセージを送受信できます。 ※全角 71 文字(半角英数字のみの場合は 161 文字)以上の文字メッセージを送信した場合、端末又はアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。 ※1 日に送信できるメッセージは、全角 70 文字(半角英数字のみの場合は 160 文字)以内の場合 200 回未満となります。
---------------	--

※1.当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

※2.留守番電話サービスで留守番メッセージを確認する場合や転送電話をご利用の場合は、**22 円/30 秒**(税込)の通話料となります。**(10 分かけ放題、法人 10 分かけ放題、完全かけ放題オプション)**をご利用されている場合であっても **22 円/30 秒**(税込)の通話料が発生します)

※**SMS** 送信料金、通話料金 (国内)、通話料金 (国際) 及び国際ローミング料金とは、**SMS** 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、ケーブルスマホ基本料金とは別に支払を要する料金として定めるものです。

※通話料金 (国内) 及び通話料金 (国際) のうち、テレビ電話・**64kb/s** データ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

※契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はケーブルスマホの利用を停止することがあります。

※音声通話機能付き **SIM** カードの利用終了にかかわらず、**SMS** 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合には、削除日又は解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

※通話料金 (国内) 及び通話料金 (国際)、**SMS** 送信料金は、ケーブルスマホ基本料金より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。又、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

※電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める **FOMA®(3G)** サービス契約約款及び **Xi(4G/LTE)** サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

※国際ローミング利用時は、データ通信はできません。

(3)ユニバーサルサービス料

項目	料金
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関が公表する単価/1 電話番号

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、**110 番、119 番**等の緊急通報をいいます) の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号 (当社が定めるものであって当社が貸与する **SIM** カード毎に設定する一意の番号をいいます) の数に比例した額について契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づき **IIJ** が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更がある日の前日までに当社が定める方法で通知を行うものとします。

(4)電話リレーサービス料

項目	料金
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関が公表する単価/1 電話番号

電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の規定により電話リレーサービス (聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とするサービスをいいます) の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号 (当社が定めるものであって当社が貸与する **SIM** カード毎に設定する一意の番号をいいます) の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき **IIJ** が当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、下記のホームページをご参照ください。一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ (<https://www.tca.or.jp/>)

2.付加機能 (オプション) 利用料金

項目	料金
10 分かけ放題 ※1 ※2 ※個人向け/音声通話コースのみ	935 円／月

10 分かけ放題 ※1 ※法人向け／音声通話コースのみ	1650 円／月
完全かけ放題 ※2※3 ※音声通話コースのみ	1650 円／月
安心サポート (テクニカル&リモートサポート)	385 円／月
セキュリティ	165 円／月
端末延長保証	440 円／月
安心お任せバック (安心サポート+セキュリティ+端末延長保証)	825 円／月
安心お任せバックライト (安心サポート+セキュリティ)	440 円／月
i-フィルター	275 円／月
留守番電話	330 円／月
割り込み通話サービス	220 円／月
SMS 機能付帯料	165 円／月
5G オプション ※4	無料

※1.1 通話につき 10 分以内の国内通話が定額でかけ放題となります。1 回の通話で 10 分を超えた場合 11 円/30 秒(税込)が追加請求となります。

※2.法人による利用、又は個人による事業として若しくは事業のための利用の場合はお申込み頂けません。ご契約後、上記に該当する場合は、本オプションの契約を解除の上、発生した通話料金の満額を請求するものとします。

※3.1 通話につき国内通話が定額でかけ放題となります。

※4.ドコモが定める **5G** 通信約款に基づき提供される **5G** 通信網を用いたサービスとなります。なお、ドコモが定める **FOMA** サービス契約約款に基づき提供される **3G** 通信サービスの通信網を用いた通信を行うことが出来ない場合があります。

※留守番電話、割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあたっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み通話サービスオプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1 とします。

(2)追加高速通信容量クーポン料金

項目	料金
データ追加 100MB	220 円／100MB 毎 ※1
データ追加 1GB	550 円／1GB 毎 ※2

※1.3 ヶ月後の月末まで繰り越し可

※2.追加した当月末まで有効

3.手数料

項目	料金	内容
新規契約手数料	3300 円	新規契約
SIM 再発行手数料 ※1	3300 円	紛失・故障・盗難等に伴う再発行
SIM サイズ変更手数料	3300 円	利用端末変更に伴う SIM サイズ変更
MNP 手数料	0 円	他社への MNP 転出

※1.**SIM** カードの故障は、自然故障であるか否かを問わないものとする。

4.請求内容と請求月

項目	請求内容		当月料金の請求月
	開始月	解約月	
基本料金	日割りあり ※1	日割りなし ※2	翌月
通話料従量料金	ご利用分	ご利用分	翌々月
SMS 従量料金	ご利用分	ご利用分	翌々月
ユニバーサルサービス料	無料	日割りなし ※2	翌月
電話リレーサービス料	日割りなし ※2	日割りなし ※2	翌月
付加機能 (オプション) 利用料金	日割りなし ※2※3	日割りなし ※2	翌月
手数料	—	—	翌月

※1.日割りあり：請求額＝月額利用料×利用日数÷暦日数

※2.日割りなし：請求額＝月額利用料全額

※3.留守番電話、割込み通話サービスは日割りとなります。

個品割賦販売契約約款

第1条（契約約款の適用等）

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下、あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（当社がほかの契約約款等により締結するものを除きます。以下、「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。

2. 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦販売契約を締結します。

3. 当社は、契約者の同意なく、本契約を変更することができます。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によります。

第2条（個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件）

個品割賦販売契約の申込みは、当社のケーブルスマホ契約約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下、「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

第3条（契約の申込み方法及び承諾等）

購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、必要事項について記した所定の契約申込書（以下、「本申込書」といいます。）を提出していただきます。

2. 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)その申込みをした者が割賦金（各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれのあるとき。

(2)その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個品割賦販売契約等（その申込みをした者と当社との間で締結する個品割賦販売または個別信用購入あっせんに係る契約であって、当社が別に定めるものをいう。以下、同じとします。）の総数が、当社が定める基準を超えるとき。

(3)その申込みをした者が指定サービスに関する料金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4)当社の業務遂行上支障があるとき。

(5)その他当社が不適当と判断したとき。

第4条（契約の成立時点）

個品割賦販売契約は、当社が契約者からのお申込み内容を審査して承諾し、購入者に通知した時点で成立するものとします。なお、当社との個品割賦販売契約を締結した契約者を「購入者」といいます。

第5条（商品の引渡し及び所有権の移転）

商品は、個品割賦販売契約成立後、当社から購入者に引渡されるものとし、商品の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2. 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

第6条（賦払金の支払方法）

購入者は、賦払金を契約確認書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます）までに、契約確認書記載の支払方法により、支払うものとします。

第7条（債務の履行の継続）

購入者は、指定サービスの利用を一時休止した場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2. 当社は、購入者が指定サービスの一時休止があった場合であっても、購入者が個品割賦販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当該指定サービスに係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについて予め承諾するものとします。

3. 当社は、前項に定める解除を行うときは、予め当該購入者にそのことを通知します。

4. 購入者は個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに当該商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、遅滞なく当社に通知するとともに、個品割賦販売契約に基づいて、債務の履行を継続するものとします。

第8条（届出事項の変更）

購入者は当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2. 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条（権利譲渡の禁止）

購入者は、個品割賦販売契約に係る契約上の地位を、第10条（契約上の地位の譲渡）に定める場合を除き、第三者に譲渡することはできません。

第10条（契約上の地位の譲渡）

購入者は個品割賦販売契約に係る契約上の地位を譲渡することができま

せん。

2. 前項の規定に関わらず、契約者が当社の指定サービスに係る利用権を第三者に譲渡する場合、契約確認書の支払い総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得られた残金全額を一括して弁済する為に必要な手続きをあらかじめおこなうものとします。

3. 法人の合併もしくは分割により契約上の地位の譲渡があった場合には、個品割賦販売契約に係る契約上の地位を譲渡できるものとします。その場合、譲渡後の新契約者は、譲渡を証する書類を添えて速やかに当社に届け出るものとします。

4. 地位の譲渡を認められた新契約者は、元契約者である譲渡人のすべての権利と義務を受け継ぐものとします。

5. 当社は第3条第2項各号に該当する場合、承認しないことがあります。

第11条（期限の利益の喪失）

1. 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面で催告されたにも関わらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払を停止したとき。

(3)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

(4)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたときまたは自らこれからの申立てをしたとき。

(5)その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)個品割賦販売契約上の業務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。

(2)購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条（遅延損害金）

購入者が、割賦金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該割賦金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うとともに、当社が指定する方法により、当社が指定した日までに支払うものとします。ただし、支払い期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以降は、次項の規定を運用するものとします。

2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、契約確認書記載の支払総額から既に支払いのあったすべての割賦金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第13条（費用等の負担）

購入者は、割賦金の支払いに関する手数料を負担するものとします。この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、購入者が指定するサービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

第14条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合に限り、当社に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約を解除することができるものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、長野地方裁判所諏訪支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団

(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等

(6)社会運動等標ぼうゴロ

(7)特殊知能暴力集団等

(8)前各号の共生者

(9)その他前各号に準ずる者

2. 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力団的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社等の信用を毀損

し、または当社等の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、または個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は何らかの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について解除等（個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことをまたは催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

(1)購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2)購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき。

(3)購入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(4)前3項に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき。

4. 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第17条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する個品割賦販売契約に基づく債権を第三者に譲渡することができるものとします。この場合において、購入者は当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報譲渡先に提供することに予め同意するものとします。

第18条（準拠法）

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第19条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と購入者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

附則（実施期日）

当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

2. 本約款は平成28年10月1日より施行します。

令和4年7月1日変更

令和6年12月1日変更

安心サポート 利用規約

総則

第 1 条（安心サポート）

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）は安心サポート利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより安心サポート（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第 2 条（本規約の変更）

当社は、本規約（別記、別表を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別記、別表を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
リモートソフト	本契約者の利用する携帯端末等にインストールし、本契約者の承諾に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア
リモートサポート	リモートソフトがあらかじめインストールされた本契約者の携帯端末を、本契約者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス

第 1 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

- 1 本サービスは、別記 1（提供時間）に定める提供時間において利用できます。
- 2 本サービスは、別表 1（サービス内容）に定める本契約者からのお問合せに、アイテムの可能な範囲で対応するものとします。

第 5 条（本サービスの提供条件）

- 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本契約者に提供します。
- I 当社が本サービスを提供する時点で、設定作業等に必要な I D 及びパスワード等の設定情報並びにドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
 - II 本サービスの対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販または配布されたものであり、かつそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
 - III 当社が本サービスを提供する時点で、本契約者が、その本サービス対象の機器等の正規のライセンス及びプロダクト I D を保有していること。
 - IV 当社及びアイテムが本サービスを提供するのに必要な他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、本サービスの対象機器等へのインストールを承諾すること。

第 6 条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内外の音声通話が利用可能な区域において日本語により提供します。

第 2 章 契約

第 7 条（契約の単位）

当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第 8 条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って当社に申し出ていただくものとします。

第 9 条（契約申込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社の業務遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - I 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - II 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - III 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - IV その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 10 条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日の翌々日を本サービスの利用開

始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第 11 条（契約内容の変更）

- 1 本契約者は、第 8 条（契約申し込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第 9 条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第 12 条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第 13 条（本契約者の地位の承継）

- 1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただくものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 前 3 項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第 14 条（本契約者の氏名等の変更の届出）

- 1 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 3 章 料金

第 15 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別表 2（料金表）に定めるところによります。

第 16 条（利用料金の支払義務）

- 1 本契約者は、別表 2（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1 ヶ月分の利用料等の支払を要します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 17 条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 18 条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 1 4 . 5 % の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 1 0 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 19 条（料金等の支払）

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 4 章 禁止行為

第 20 条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社及びアイテムが本契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社及びアイテムもしくは本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社及びアイテムに対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 本契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - I 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - II 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

Ⅲ 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第5章 利用中止等

第21条（利用中止）

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

Ⅰ 当社及びアイテムの電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

Ⅱ 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。

Ⅲ 当社及びアイテムが設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。

Ⅳ その他当社及びアイテムが本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規約により本サービスの利用を中止するときは、当社ホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（利用停止）

1 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

Ⅲ 当社またはアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。

Ⅳ 第20条（著作権等）の規約に違反したとき。

Ⅴ 本契約者が過度に頻繁にお問合せを実施したまたは本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社またはアイテムの業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

Ⅵ 本規約に反する行為であって、本サービスまたは他のサービス等に関する当社またはアイテムの業務の遂行または電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

Ⅶ 当社またはアイテムに損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規約により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社ホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

第25条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

Ⅰ 第22条（利用停止）の規約により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第22条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

Ⅱ 第23条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。

Ⅲ 本契約者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。

（1）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

（3）差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

（4）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。

（5）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。

（6）自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 損害賠償

第26条（免責事項）

1 当社またはアイテムは、本契約者からのお問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社またはアイテムは、本サービスの提供をもって、本契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業

者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して本契約者自身で直接お問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。

5 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる本契約者に支払義務が発生する通信料金等の債務、並びに本契約者の被害について、一切の責任を負いません。

6 本契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、本契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社またはアイテムにかなる責任も負担させないものとします。

7 当社またはアイテムは、第21条（利用中止）、第22条（利用停止）、第23条（本サービス提供の終了）の規約により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者の被害について、一切責任を負いません。

8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規約外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社またはアイテムは一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます）

9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。

10 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる本契約者の被害について、当社の故意または重大失がある場合を除き、責任を負いません。

第7章 個人情報の取扱

第27条（個人情報の取扱）

1 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 本契約者は、当社及びアイテムが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。

3 当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づきとり扱うものとします。

4 当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービスを向上のために個人情報を利用することに対し本契約者はあらかじめ上記利用目的に同意していただきます。

第8章 雑則

第28条（利用に係る本契約者の義務）

1 本契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、本契約者が次の条件を満たしている場合であっても、本契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

Ⅰ 本契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

Ⅱ リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者の携帯端末等が使用可能な状態となっていること。

Ⅲ リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。

Ⅳ リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。

Ⅴ リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者のセキュリティソフト等がオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける本契約者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。

Ⅵ 本契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

2 前項の規定の他、本契約者は次のことを守っていただきます。

Ⅰ 当社及びアイテム、または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

Ⅱ 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

Ⅲ 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

Ⅳ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

Ⅴ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

Ⅵ 当社及びアイテムの設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。

Ⅶ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

Ⅷ 本サービス及びその他当社及びアイテムの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

Ⅸ 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社及びアイテムもしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社及びアイテムもしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

Ⅹ 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。

Ⅺ その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を

行わないこと。
3 本契約者は、前項の規定に違反して当社及びアイテムの設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を当社が指定する方法で支払っていただきます。

第 29 条（設備等の準備）
本契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器等、その他の設備を保持し管理するものとします。

第 30 条（法令に定める事項）
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 31 条（準拠法）
本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 32 条（紛争の解決）
1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2 本契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）
1 本規約は、2016 年 12 月 1 日から実施します。
2024 年 12 月 1 日 変更

【別記 1（提供時間）】
当社は、専用受付番号にて 9:00 ～ 21：00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別記 2（リモートソフトが取得する情報）】
当社は、本契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器等の情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。当社は、本契約者から取得した以下の情報については、本規約第 27 条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。

- 1. オペレーションシステムの種類、バージョン
- 2. クライアント証明書 ID
- 3. マシン名
- 4. MAC アドレス
- 5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- 6. ハードディスクドライブの空き容量
- 7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
- 8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- 9. CPU 種類、動作周波数
- 10. メモリ容量
- 11. ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワードなど

【別表 1（サービス内容）】
1. サービス内容
対象：Android 4. 4以降の搭載端末

サービス内容		
技術問合せ	端末の取扱い / 操作に関する問合せ対応	Gmail などのメール設定支援
		APN 設定支援
		各種アプリケーションのインストール支援
		WiFi 接続支援
		端末基本操作支援
		SIM セットアップ支援
セキュリティ 問合せ（注 1）	スマートフォン セキュリティに関する問合せ対応	インストール支援
		基本機能操作支援
		①ウイルス検査
		②Web セキュリティ
		③紛失・盗難対策
保証に関する 問合せ（注 2）	保証の内容に関する 問合せ対応	④アプリ管理
		保証内容
	保証の手配に関する 問合せ	保証期間
		免責
		保証手配の受付
		保証の手配

（注 1）：セキュリティサービスのご契約がある場合
（注 2）：延長保証サービスのご契約がある場合

【別表 2（料金表）】

項目	料金（税込）
安心サポート	385 円

セキュリティ利用規約

第1章 総則

第1条（セキュリティサービス）

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はセキュリティ規約規約（以下「本規約」といいます）を定め、ソースネクスト株式会社（以下「ソースネクスト」といいます）が提供する別記1記載のセキュリティソフトをセキュリティ（以下「本サービス」といいます）として提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約（別記、別表を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本約款（別記、別表を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する別記1記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なID及び／またはパスワード等のデータ

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

1 当社は所定の方法により本契約者に対し、本製品のインストールとともに、シリアルコードを交付する。
2 本製品の使用権は、前項に従って本契約者に本製品のインストール及びシリアルコードが交付された時点で本契約者に移転するものとする。
3 本契約者は本製品のインストールをする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って当社に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申込みの承諾）

1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社の業務遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
Ⅰ 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
Ⅱ 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
Ⅲ 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
Ⅳ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

1 本契約者は、第6条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただくものと

します。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の氏名等の変更の届出）

1 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2 前項による変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別表1（料金表）に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払義務）

1 本契約者は、別表1（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第17条（料金等の支払）

1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払っていただきます。
2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 本サービス提供の終了等

第18条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社ホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

第20条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
Ⅲ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
Ⅳ 当社に損害を与えたとき。
Ⅴ 第18条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
Ⅵ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
（1）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取扱

第21条 (個人情報の取扱)

- 1 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報について請求があったときは、当社がその本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者は、当社及びアイテム及びソースネクストが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社及びアイテム及びソースネクストは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテム及びソースネクストが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社及びアイテム及びソースネクストは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することに対して本契約者はあらかじめ上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第22条 (損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第23条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第25条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテム及びソースネクストが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則 (実施期日)

- 1 本規約は、2016年10月1日から実施します。
2024年12月1日 変更

別記1 (セキュリティソフト)

製品名称：スマートフォンセキュリティ

別表1 (料金表)

項目	料金 (税込)
セキュリティ	165 円

i-フィルター 利用規約

第1章 総則

第1条（フィルタリングサービス）

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はi-フィルター（i- フィルター for マルチデバイス）規約規約（以下「本規約」といいます）を定め、デジタルアーツ株式会社（以下「デジタルアーツ」といいます）が提供する別記1記載のフィルタリングソフトをi- フィルター（i- フィルター for マルチデバイス）（以下「本サービス」といいます）として提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約（別記、別表を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本約款（別記、別表を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する別記1記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なID及び／またはパスワード等のデータ

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

1 当社は所定の方法により本契約者に対し、本製品のインストールとともに、シリアルコードを交付する。
2 本製品の使用権は、前項に従って本契約者に本製品のインストール及びシリアルコードが交付された時点で本契約者に移転するものとする。
3 本契約者は本製品のインストールをする前にデジタルアーツに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って当社に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申込みの承諾）

1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
Ⅰ 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
Ⅱ 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
Ⅲ 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
Ⅳ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

1 本契約者は、第6条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただくものと

します。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の氏名等の変更の届出）

1 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2 前項による変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別表1（料金表）に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払義務）

1 本契約者は、別表1（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第17条（料金等の支払）

1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するにて支払っていただきます。
2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 本サービス提供の終了等

第18条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社ホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

第20条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
Ⅲ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
Ⅳ 当社に損害を与えたとき。
Ⅴ 第18条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
Ⅵ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
（1）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取扱

第21条 (個人情報の取扱)

- 1 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報について請求があったときは、当社がその本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者は、当社及びアイテムが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することに対して本契約者はあらかじめ上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第22条 (損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第23条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第25条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者は、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則 (実施期日)

- 1 本規約は、2016年10月1日から実施します。
2024年12月1日 変更

別記1 (フィルタリングソフト)

製品名称 : i- フィルター for マルチデバイス

別表1 (料金表)

項目	料金 (税込)
i- フィルター	275 円

端末延長保証 利用規約

第1章 総則

第1条（端末延長保証サービス）

伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）は端末延長保証利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより端末延長保証（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本規約の変更）

1 当社は、本規約（別記、別表を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約（別記、別表を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
交換用携帯端末	旧携帯端末に代えて本契約者に提供する携帯端末（以下、交換用携帯端末といいます）
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行なう保証
SIM カード	Subscriber Identity Module Card の略で電話番号を特定するための固有の ID 番号が記録された IC カード

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

1 本サービスは、第6条（サービス内容）に定めるサービスを本契約者に提供します。
2 本サービスの対象とする携帯端末は当社が販売する特定の「携帯端末本体」（以下「携帯端末」といいます）に限ります。
3 本サービスの提供期間は本サービスの対象とする携帯端末の提供日から提供月の3年後の同月末日までとします。
4 SIM カードは本サービスの対象外とします。

第5条（本サービスの提供条件）

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本契約者に提供します。
Ⅰ 携帯端末の提供と同時に本サービス提供の申込み手続きがおこなわれること。
Ⅱ 携帯端末に SIM カードが挿入されている場合、SIM カードが取り外されていること。
Ⅲ 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
Ⅳ 当社は携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
Ⅴ 本サービスの提供に伴い交換した携帯端末、機械部品及び外装ケース等は本契約者に返却しないこと。

第6条（サービス内容）

1 本サービスは第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本契約者からの交換用の携帯端末の申し出（以下「交換用携帯端末の申し出」といいます）により交換用の携帯端末の提供をおこないます。
2 交換用携帯端末の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用の携帯端末の対象と判断した場合は本サービスに登録されている本契約者の1の契約につき所定のパッケージ一式を本契約者の登録した住所（日本国内の住所に限り）に当社が別に定める方法により、2日を目処に送付します。なお、本契約者の登録した住所、交換用携帯端末の申し出を受け付け時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。
3 本契約者は、交換用携帯端末が第18条（旧端末の再利用）に基づき本サービスを利用する他の者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
4 本契約者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が本契約者に提供した携帯端末と同一機種及び同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種及び同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途アイテムが指定する機種または色の交換用携帯端末とします。
5 本条第1項に基づきアイテムが提供する交換用携帯端末の OS のバージョンは当社が本契約者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
6 本条第1項に基づきアイテムが提供する交換用携帯端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第4項に基づきアイテムが提供する交換用携帯端末について当社が本契約者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送ります。
7 不在または届け出られた住所の誤り等により、アイテムが別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達完了しなかった場合は、交

換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）

1 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障（取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障）。
2 偶発的な事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第8条（交換用携帯端末の提供対象とならないケース）

1 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものであるとき。
2 交換用携帯端末の申し出が第20条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
3 過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
4 過去に同一名義の交換用携帯端末の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
5 交換用携帯端末の申し出時において、お支払期限を経過してもなお支払いただいていない月額料及び負担金があるとき。
6 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービス対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
7 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む）であるとき。
8 本サービス対象とする携帯端末が加工、改造（第5条（本サービスの提供条件）第1項第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
9 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の誤使用により生じたものであるとき。
10 交換用携帯端末の申し出事由が付属品の自然故障、その他偶発的な事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合。
11 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールアドレス・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
12 交換用携帯端末の申し出事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき。
13 交換用携帯端末の申し出事由が本契約者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
14 交換用携帯端末の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
15 交換用携帯端末の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
16 交換用携帯端末の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
17 交換用携帯端末の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

第9条（メーカー保証の優先）

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証を優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）

第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、交換用携帯端末の申し出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い交換用携帯端末の申し出が必要です。当社は、交換用携帯端末の申し出に対し、本契約者本人からの申し出であることを確認します。

第11条（交換用携帯端末の利用回数及び負担金）

1 本契約者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回、3年間で計6回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去1年間に既に2回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。
2 本契約者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、別表1（料金表）の(1)に定める「月額利用料金」に加え、(2)に定める「負担金」を支払うものとします。なお、当社は、お支払いいただいた負担金を、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
3 本契約者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象となる携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

第12条（交換用携帯端末の保証期間）

本契約者は第6条（サービス内容）に基づき当社が本契約者に送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後14日以内にその旨をアイテムが別に定める連絡先に申出るものとし、アイテムの指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池

バックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。アイテムは特段の事由がある場合を除き、本契約者に対し交換用携帯端末と同一機種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換致します。本条に基づき交換用携帯端末受領後 14 日以内に本契約者より申出のなかった不具合または自然故障については、後日、本契約者からの申告があった場合でも、前条第 3 項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換端末等の無料交換は、前条第 1 項に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

第 13 条（旧端末の所有権の移転）

交換用携帯端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます）の所有権は、当社が送付した交換用携帯端末を本契約者が受領した時点で、アイテムに移転されるものとします。

第 14 条（旧端末の送付）

1 本契約者は、第 6 条（サービス内容）に基づき当社が送付した交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後 14 日以内に、旧端末をアイテムが定める方法によりアイテム指定先に送付するものとします（SIM カード等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします）。
2 万一、本契約者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、アイテムは、本契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本契約者はこれに異議を唱えないものとします。アイテムは本契約者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負わないものとします。

第 15 条（旧端末内部のデータの消去）

旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータ（※）を本契約者において事前に全て消去するものとします。本契約者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。
※発信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本契約者において消去できないデータを除く）

第 16 条（送料）

本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とする。ただし、本契約者が旧端末または当社及びアイテムが指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は本契約者が負担するものとします。

第 17 条（違約金）

本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、アイテムが別に定める方法により、旧端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、本契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

I 第 14 条（旧端末の送付）第 1 項の定めに違反し、旧端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合

II 交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合

III 交換用携帯端末の申し出を取消したにもかかわらず、第 19 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）の定めに違反し当社が送付した交換用携帯端末をアイテムの指定した期日までにアイテムに返送しなかった場合

IV 第 20 条（禁止事項）の定めに違反して交換用携帯端末の申し出をした場合

第 18 条（旧端末の再生利用）

本契約者は、送付された旧端末については、本サービスに基づき当社が指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末としてアイテムから他の本サービスを契約する別の者に提供することについて承諾するものとします。

第 19 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）

第 10 条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申し出をおこなった場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申し出後 8 日以内にお申し出いただいた場合に限り、本契約者は交換用携帯端末の申し出を取消することができるものとします。この場合本契約者は、アイテムが別途指定する期間内に当社が第 6 条（サービス内容）に基づき送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。

第 20 条（禁止事項）

本契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

I 本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。

II 他者になりすまして本サービスを利用する行為。

III 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。

IV 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

V 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第 21 条（お客様情報の確認）

当社及びアイテムは、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本契約者に求める場合があります。

第 3 章 契約

第 22 条（契約の単位）

当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第 23 条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って当社に申し出ていただくものとします。

第 24 条（契約申込みの承諾）

1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

I 本サービスを提供することが著しく困難なとき。

II 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

III 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。

IV その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 25 条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第 26 条（契約内容の変更）

1 本契約者は、第 23 条（契約申し込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第 24 条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第 27 条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第 28 条（本契約者の地位の承継）

1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただくものとします。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 前 3 項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第 29 条（本契約者の氏名等の変更の届出）

1 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項による変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 4 章 料金

第 30 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別表 1（料金表）に定めるところによります。料金は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第 31 条（利用料金の支払義務）

1 本契約者は、別表 1（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。

2 本契約が月の中途で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終

了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。

3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 32 条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 33 条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 34 条（料金等の支払）

1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払っていただきます。

2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 5 章 本サービス提供の終了等

第 35 条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 36 条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

第 37 条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

II 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス

等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

III 当社及びアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。

IV 当社及びアイテムに損害を与えたとき。

V 第 35 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。

VI 本契約者または本契約者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。

（1）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

（3）差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

（4）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。

（5）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。

（6）自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第 6 章 個人情報の取扱

第 38 条（個人情報の取扱）

1 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報について請求があったときは、当社がその本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 本契約者は、当社及びアイテムが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。

3 当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4 当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することに対し本契約者はあらかじめ上記利用目的に同意していただきます。

第 7 章 損害賠償

第 39 条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第 8 章 雑則

第 40 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 41 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 42 条（紛争の解決）

1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

1 本規約は、2016 年 10 月 1 日から実施します。

2024 年 12 月 1 日 変更

別表 1（料金表）

(1) 月額利用料

項目	料金（税込）
端末延長保証	440 円

(2) 負担金

項目	料金（税込）
負担金	1 回目：5500 円 2 回目：11000 円

別記 1（負担金）

1. 負担金

■ 3G 端末

プラスワン・マーケティング freetel priori2

1 回目：3,300 円 2 回目以降：5,500 円

■ LTE 端末

プラスワン・マーケティング freetel priori3

1 回目：3,300 円 2 回目以降：5,500 円

■ LTE 端末

ASUS ZenFone 5

ZenFone 2 Laser

ZenPad 10 Z300CL

Zenpad 8 Z380KL

ZTE Blade Vec 4G

Blade V6

Huawei P8lite

1 回目：5,500 円 2 回目以降：11,000 円

■ LTE 端末（国内メーカー）

SHARP SH-M01

富士通 ARROWS M01

ARROWS M02

VAIO VAIO Phone

1 回目：5,500 円 2 回目以降：11,000 円

■ モバイルルーター

富士ソフト FS020W

1 回目：5,500 円 2 回目以降：11,000 円



伊那ケーブルテレビジョン株式会社